

(別添)

マイクロバスの運用について

大洲市社会福祉協議会のマイクロバス(以下「バス」という。)の利用について、下記に記したことを守りながら、地区社協事業やサロン活動等にご使用ください。

1. 使用基準

- ・ 地区社協事業(例えば、独居老人のつどい、地区社協が主催する外出行事)
- ・ サロン事業などの視察、研修会等の外出に使用するとき。

2. バスの利用回数について

- ・ 1 団体につき年 2 回 とする。

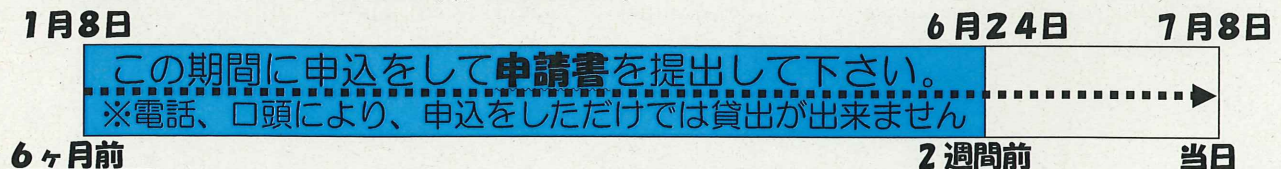
3. バスの乗車人員について

- ・ バスは、おおむね 15 人以上乗車する場合に使用することが出来、バスの定員については、28 人までとする。(運転手のぞく)

4. バスの申込について

- ・ 原則申込み順とする。
- ・ 6 ヶ月前より申込みができます。
- ・ 申請書(1号様式)は、2 週間前までに大洲市社協本所まで提出して下さい。
- ・ 後日、バス使用許可証(2号様式)を送付します。
- ・ 行き先が変更になった場合は、変更申込書(3号様式)を提出して下さい。

☆ 申込の例(7月8日に使うのなら)



5. バスの運転者について

- ・ 大洲市ミニシルバー人材センターの有資格者が運転にあたります。
- ・ 運転者の日当、昼食代は、申請者の負担となります。

6. 運行時間等について

- ・ 平日の午前 8 時 30 分より午後 5 時 15 分までとします。
- ・ バスの運広範囲は、原則四国 4 県内とし、且つ、日帰り可能な区域とします。

7. バスの運休日について

- ・ 祝祭日
- ・ 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- ・ マイクロバスの定期検査（車検）のとき
- ・ 天災事変等により運行することが困難なとき

☆土曜・日曜日も利用できるようになりました。

☆祝祭日が土・日曜日になった場合も利用可能です。

8. バス使用にかかる経費について

- ・ 運転手さんの日当（運転手さんの1時間あたりの時間給は、783円となります。）、昼食代
- ・ バスの燃料代は、大洲市内の給油所にて満タンにして返してください。また、山間地域の皆さんについては、近くにガソリンスタンドがない場合が予想されるので、運転手さんが、市社協指定の給油所で満タンにして、後日、運転手さんの日当と共に請求させていただきます。
- ・ 有料道路料金、駐車料金等

☆運転手さんの日当については、後日、市社協事務局より請求させていただきます。

☆バスの使用料金については、無料とします。

9. 交通事故が起こった場合には、次の順位により処理をしてください。

- ・ 負傷者の救急処置
- ・ 事故現場の保存
- ・ 市社協および所管の警察署への通報をして下さい。

10. その他

- ・ バス出発地点へのお迎えについては、最寄りの公民館・連絡所等をご指定ください。その場合、運転手さんの日当の算定については、総合福祉センターの車庫を出たときから帰ってきたときまでの時間とします。また、詳しくは、下記の担当者までご連絡ください。

連絡先

大洲市社会福祉協議会 本所

〒795-0064

大洲市東大洲 270-1

TEL 0893-23-0313

FAX 0893-23-0295

担当者 大塚 寿枝